

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告 示〉

- 町(字)の名称変更(市町村課) 一
- 町(字)の区域及び名称の変更(市町村課) 四
- 添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村 七

を廃し、その区域を奈良市に編入することに伴う合併後の山辺郡の区域の人口及び奈良市の人口(市町村課)

告 示

奈良県告示第五百九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり町(字)の名称を変更する旨の届出があった。

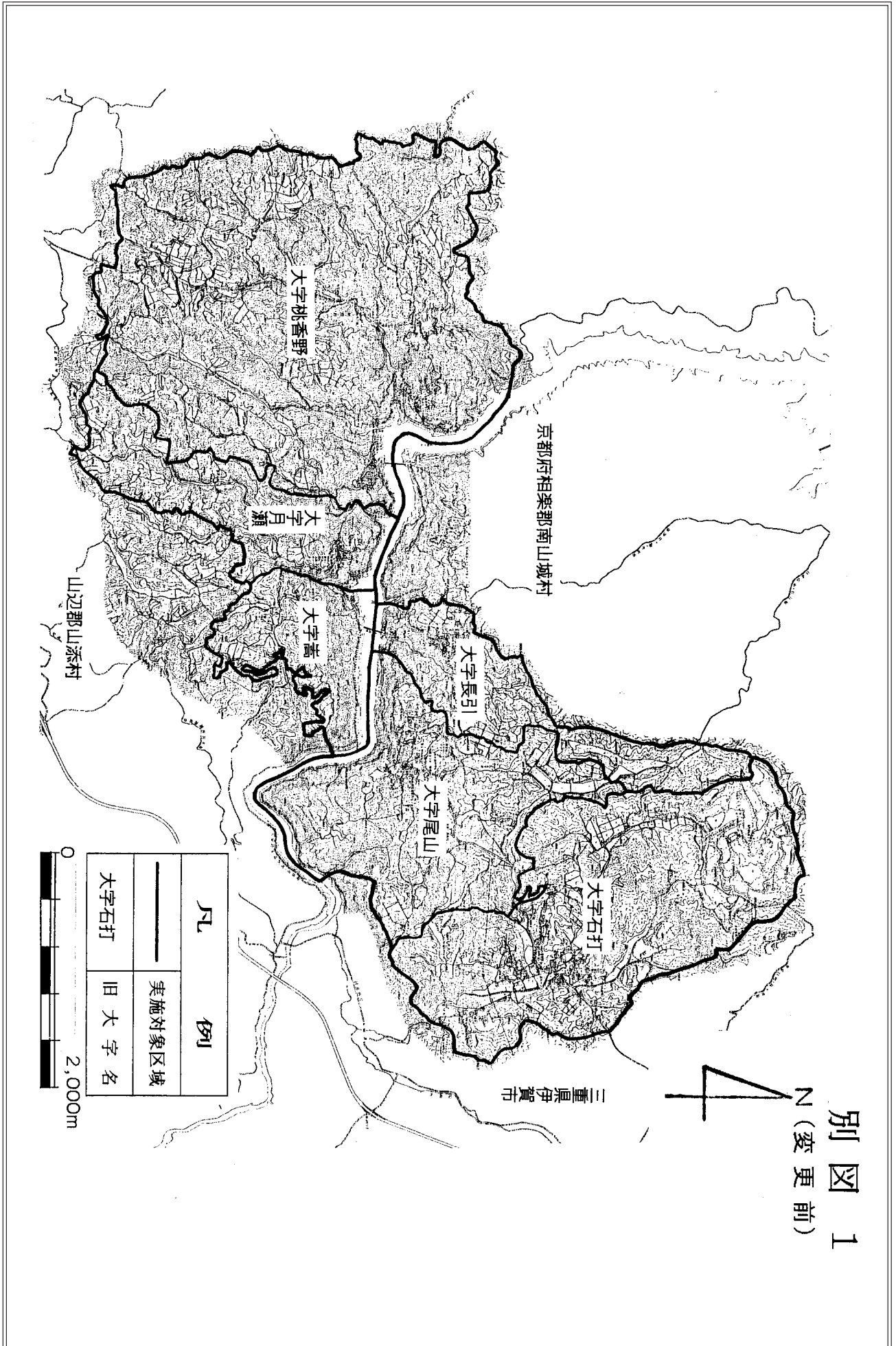
この処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずる。

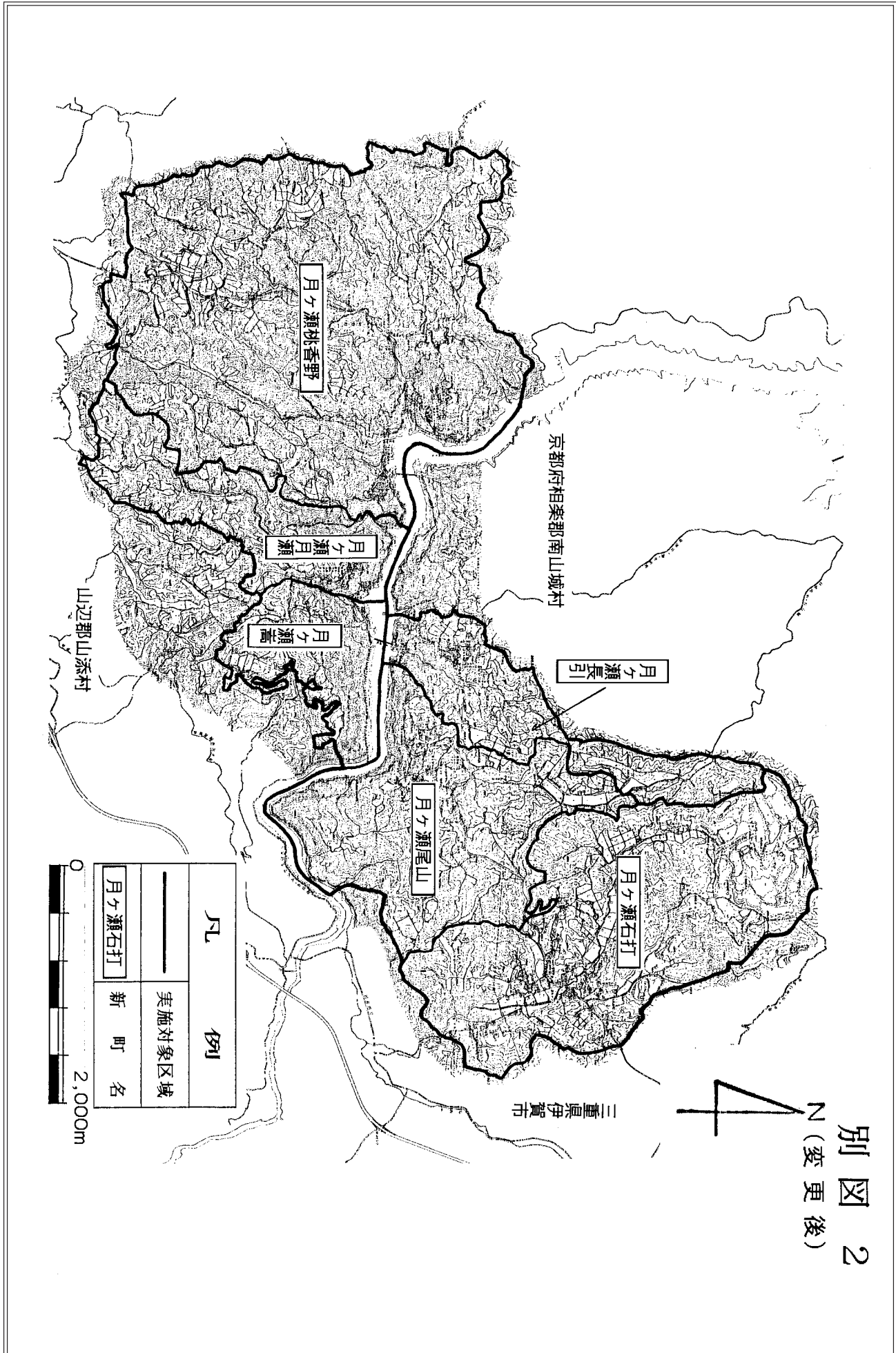
なお、関係の区域は、別図一(変更前)及び別図二(変更後)のとおりである。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

新町名	現字名	新町となる区域
月ヶ瀬石打	大字石打	大字石打の全区域
月ヶ瀬尾山	大字尾山	大字尾山の全区域

月ヶ瀬長引	大字長引	大字長引の全区域
月ヶ瀬嵩	大字嵩	大字嵩の全区域
月ヶ瀬月瀬	大字月瀬	大字月瀬の全区域
月ヶ瀬桃香野	大字桃香野	大字桃香野の全区域





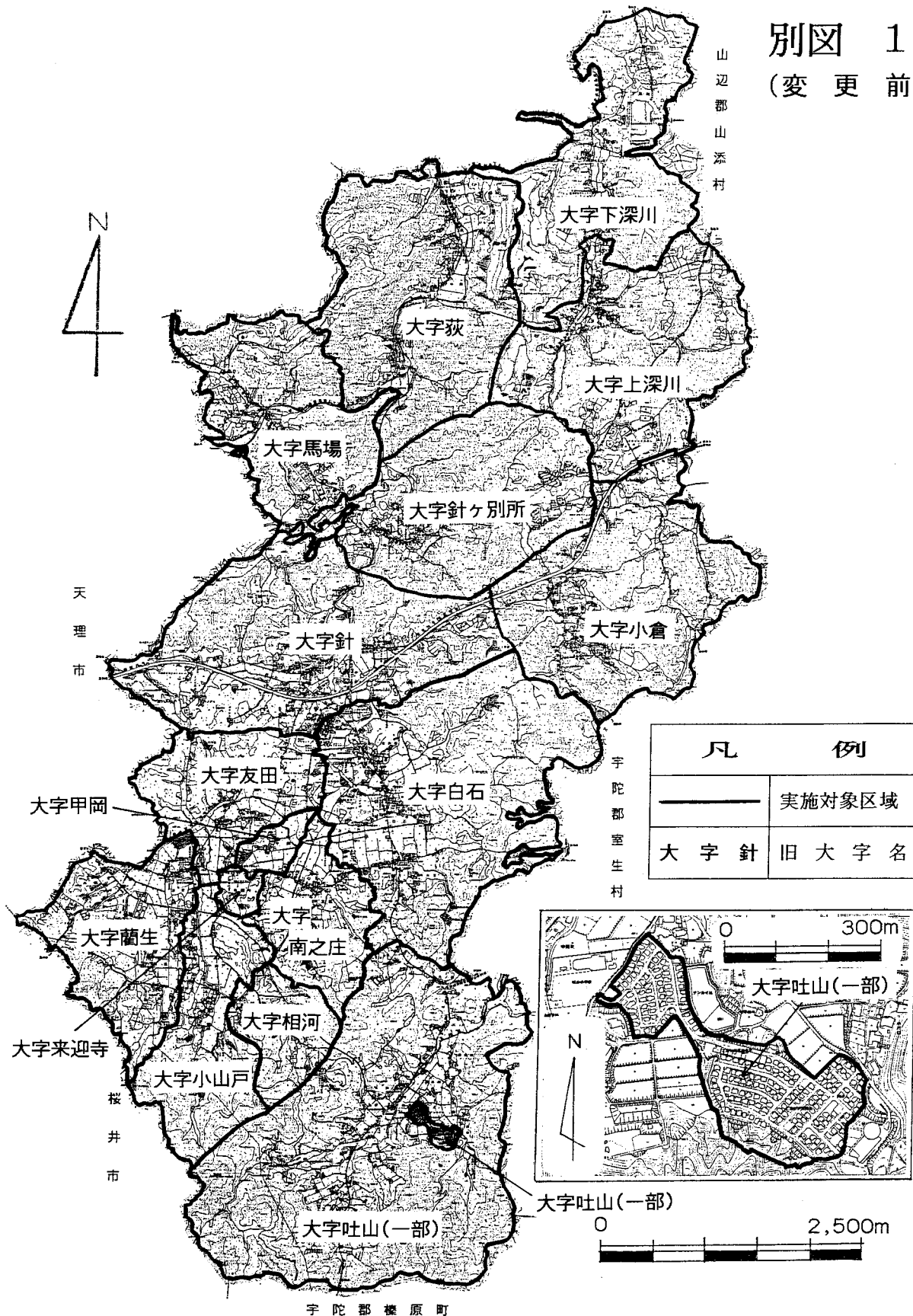
奈良県告示第五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり町（字）の区域及び名称を変更する旨の届出があった。
この処分は、平成十七年四月一日からその効力を生ずる。
なお、関係の区域は、別図一（変更前）及び別図二（変更後）のとおりである。
平成十七年一月二十八日
奈良県知事 柿本善也

新町名	現字名	新町となる区域
都祁南之庄町	大字南之庄	大字南之庄の全区域
都祁甲岡町	大字甲岡	大字甲岡の全区域
来迎寺町	大字来迎寺	大字来迎寺の全区域
都祁友田町	大字友田	大字友田の全区域
蘭生町	大字蘭生	大字蘭生の全区域
都祁小山戸町	大字小山戸	大字小山戸の全区域
都祁相河町	大字相河	大字相河の全区域
都祁吐山町 (一部)	大字吐山	大字吐山のうち、都祁こぶしが丘に変更になる区域を除いた区域

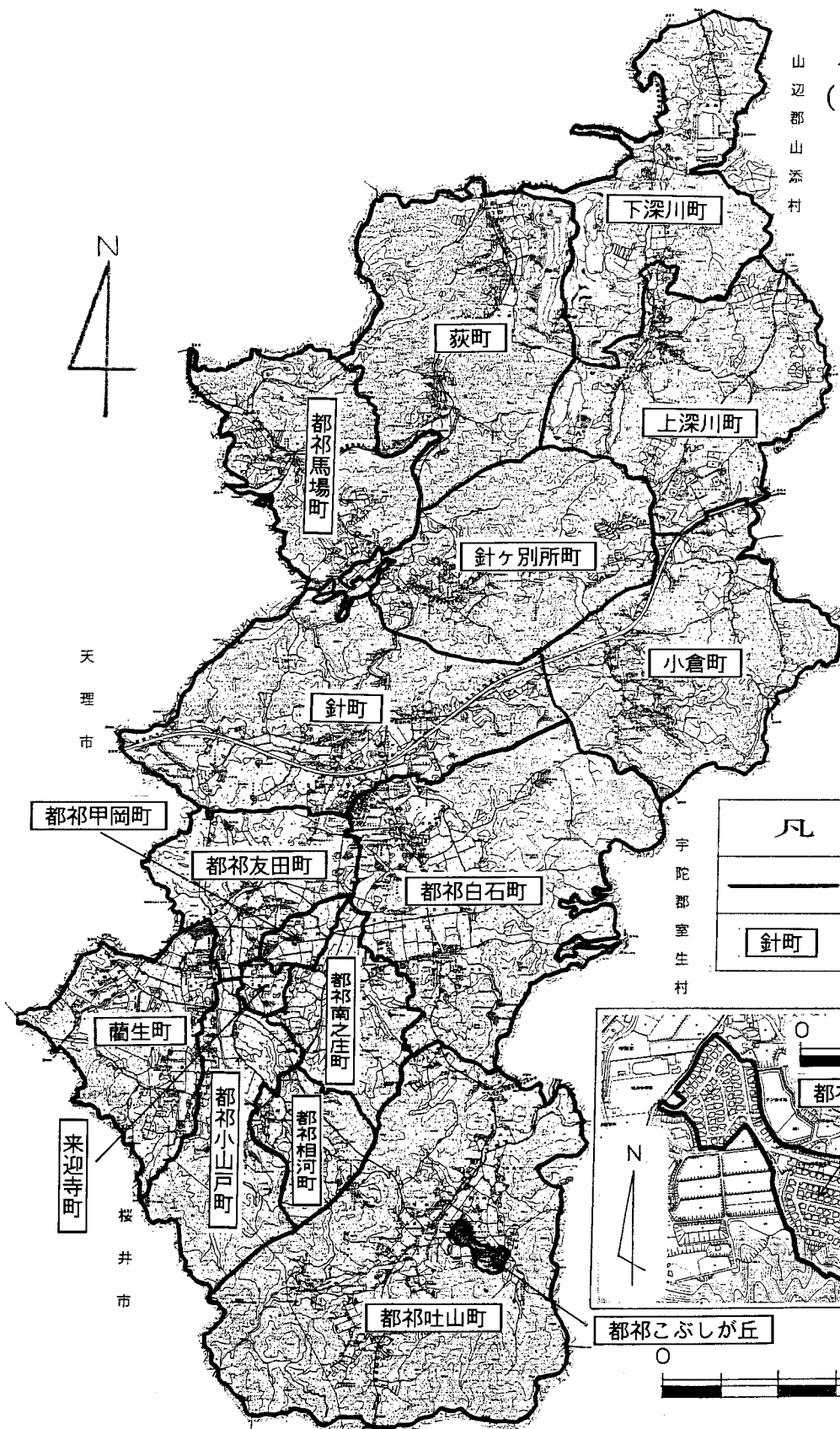
都祁こぶしが丘 (一部)	大字吐山	大字吐山字こぶしが丘三五三五の二から三五三五の二八三まで、三五三五の二八七から三五三五の二九四まで、大字吐山三五三七の三、三五四〇の四、三五四〇の五、三五七五の一、大字吐山字こぶしが丘三五九一の一、三五九一の二、三七八四の二、三七八四の五、三七八八の二、三七八五の三、三七八七の二、三七八八の五、三七八八の六、大字吐山字こぶしが丘三九〇六の二から三九〇六の四一まで、三九〇六の四三から三九〇六の七五まで、三九〇六の七七、三九〇六の七八、大字吐山三九一二の二から三九一二の四まで、三九一四の二及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地、公有地の全部
都祁白石町	大字白石	大字白石の全区域
針町	大字針	大字針の全区域
針ヶ別所町	大字針ヶ別所	大字針ヶ別所の全区域
小倉町	大字小倉	大字小倉の全区域
上深川町	大字上深川	大字上深川の全区域
下深川町	大字下深川	大字下深川の全区域
荻町	大字荻	大字荻の全区域
都祁馬場町	大字馬場	大字馬場の全区域

別図 1 (変更前)

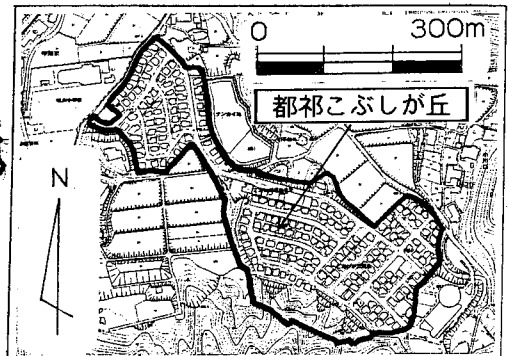


別図 2 (変更後)

山辺郡山添村



凡 例	
	実施対象区域
	新 町 名



宇陀郡橿原町

奈良県告示第五百十一号

平成十七年四月一日から添上郡月ヶ瀬村及び山辺郡都祁村を廃し、その区域を奈良市に編入することに伴う地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六條第一項の規定による山辺郡の区域の人口及び同令第七十七條第一項の規定による奈良市の人口は、次のとおりである。

平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

山辺郡の区域の人口 四、九六七人
奈良市の人口 三七四、九四四人

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二二代

本誌は再生紙を使用しています。

